

区域外就学に関する基準等の見直しについて

令和7年8月4日

教育総務課

1 就学校の指定

市町村教育委員会は、市町村内に小学校(中学校)が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校(中学校)を指定する。(学校教育法施行令第5条)

2. 通学区域について

就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会があらかじめ設定した区域を「通学区域」という。

この「通学区域」については、法令上の定めはなく、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状况、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて設定されている。

3 就学校の変更及び区域外就学について

(1)就学校の変更

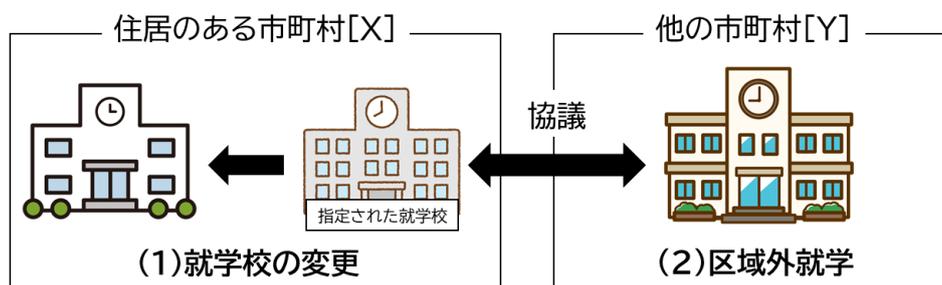
市町村教育委員会から指定された就学校が、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合に、保護者の申立により、市町村教育委員会が相当と認めるときには、市町村内の他の学校に変更することができる。(学校教育法施行令第8条)

(2)区域外就学

一定の手続を経て、関係市町村教育委員会間の協議が整えば、他の市町村等の学校にも就学することができる。(学校教育法施行令第9条)

「区域外就学」の場合には、保護者はY市町村の教育委員会の承諾をあらかじめ得た上で、地元のX市町村の教育委員会に届け出る必要がある。その際、Y市町村等の教育委員会は、承諾をする前に、X市町村の教育委員会と協議しなければならない。

<イメージ図>



4 岡谷市立小・中学校区域外就学に関する事務取扱について

岡谷市においては、就学校の変更及び区域外就学に係る手続について、「岡谷市立小・中学校区域外就学に関する事務取扱要綱」に基づき、運用している。

当該要綱は平成19年に制定されたものだが、近年の学校教育を取り巻く環境の変化や、家庭の事情の多様化等により、現行の要綱の内容と実際の状況との間に乖離が生じている。

こうした状況を踏まえ、区域外就学に係る事務のよりの確な運用を図ることを目的として、当該要綱の改正を行う。

【学区外就学・区域外就学の判断基準(要綱)】要綱改正の視点

岡谷市立小・中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱

<第2条> 児童生徒の安全確保もしくは特別な教育的配慮を必要とする場合に学区外就学又は区域外就学を許可する(要約)

現行の判断基準	分類	見直しの視点
(1) 虚弱等により指定校へ通学することが困難な場合	身体的理由	<ul style="list-style-type: none"> ・虚弱等では体力面が優先されやすく、<u>通学以外の環境もある</u> ・<u>病気や身体的理由の場合、事例に当てはめにくい</u> ・<u>障がいによるエレベーター設置校の選択は想定されていない</u>
(2) 地理的な理由により指定校へ通学することが困難、若しくは隣接する通学区域にある小学校又は中学校へ通学するほうがより安全性が高いと判断される場合	地理的理由	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に歩道があるなど、<u>距離より通学環境で判断する事例あり</u> ・<u>区境が入組んでいる地域や横河川近辺など、最寄りの学校の方が近く安全な事例が多い</u>
(3) 転居等により転学することが教育的配慮に欠けると判断される場合	住居の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・住所を先に移し、市内の前の指定校に行かせる事例もある ・この条件のみ「教育的配慮に欠ける」を理由としている ・実務上、<u>細分化した事由、許可期間を設けているが規定がない</u>
(4) 指定校に特別支援学級がなく、最寄の特別支援学級設置校の特別支援学級に入級する場合	特別支援	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、<u>特別支援学級のない学校がなく、現状に合わない</u> ・LD、ことばの教室など、他の支援による選択事例が基準外 ・<u>発達特性や障害を理由とする合理的な配慮の視点がない</u>
(5) 家庭の特別な事情又は教育的見地からやむを得ないと認められる場合	家庭の事情	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害などによる転居や<u>児童保護の観点も5号対象</u> ・<u>親の就労による祖父母宅からの登校も5号対象</u> ・いじめや対人関係のトラブルによる転校事例は個人の事由 ・その他特別な事情の規定がなく、家庭の事情と分けるべき

※その他見直しの視点

- ▶実務では転居や新築に関して、期間を6年生は卒業まで、その他は学年終了までなど期間を設定して運用しているが規定がない。
- ▶転居・新築等で転居前の学校に卒業まで通わせる場合等、徒歩では危険なため保護者責任による送迎を確認しているが規定がない。
- ▶区域外就学は、市内の指定校から市外の学校に変更する場合の手続きは許可申請、市外から市内の学校への転校は事前の承諾手続きとなるが、要綱上書き分けられておらず、手続きが不明瞭。

通学区域外就学の許可基準と許可期間の設定(案)について

現在の判断基準(要綱)	改正案		
	判断理由	許可事由	許可期間
(1) 虚弱等により指定校へ通学することが困難な場合	(1)身体的理由	ア 病気、病弱又は身体的理由により、指定校への就学が困難な場合	卒業まで
(2) 地理的な理由により指定校へ通学することが困難、若しくは隣接する通学区域にある小学校又は中学校へ通学するほうがより安全性が高いと判断される場合	(2)地理的要因	ア 地形的、地理的に指定校への就学が困難な場合	卒業まで
		イ 指定校以外の学校へ就学の方が通学の安全を確保できる場合	卒業まで
(3) 転居等により転学することが教育的配慮に欠けると判断される場合	(3)居住の変更	ア 住宅新築に伴う住所変更又は工事中の一時的な転居等により、指定校以外に通学する場合	事由完了まで
		イ 転居により指定校は変わるが、節目となる学期末、学年末、卒業まで従前の学校に通学する場合	学期末、学年末、又は卒業まで
		ウ 転居が決定し、住所変更前又は転居先での生活が始まる前から、転居先の学校に通学する場合	事由完了まで
(4) 指定校に特別支援学級がなく、最寄の特別支援学級設置校の特別支援学級に入級する場合	(4)特別な支援	ア 特別な支援の環境が指定校にない等、合理的配慮の観点から指定校以外の学校への就学が妥当と判断できる場合	指定校で対応できるまで、又は卒業まで
(5) 家庭の特別な事情又は教育的見地からやむを得ないと認められる場合	(5)家庭の事情	ア 児童及びその家庭の生命及び財産を保護するため、特別な配慮等が必要な場合	必要と認める期間
		イ 保護者の就労又は健康状態等を理由に、適切な養育環境を確保するため、指定校以外の学校への就学が妥当と判断できる場合	卒業まで又は必要と認める期間
※新設	(6)その他	ア その他、特別な事情があると教育長が認める場合	必要と認める期間

岡谷市立小・中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱（平成19年岡谷市教育委員会告示第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○岡谷市立小・中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱 平成19年8月20日 教育委員会告示第5号</p> <p>（趣旨） 第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第8条及び第9条の規定に基づく指定校（令第5条第2項の規定による岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める通学区域に応じて指定される小学校又は中学校をいう。）の変更（以下「学区外就学」という。）及び区域外就学の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>⇒新設</p> <p>（学区外就学又は区域外就学） 第2条 教育委員会は、児童生徒の安全確保若しくは最適な教育的環境の整備のために特別な教育的配慮を必要とする場合は、学区外就学又は区域外就学（以下「通学区域外就学」という。）として、教育委員会が認める小学校又は中学校へ通学を許可するものとする。</p> <p>2 前項に規定する特別な教育的配慮を必要とする事由は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>○岡谷市立小・中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱 令和7年 月 日 教育委員会告示第 号</p> <p>岡谷市立小・中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱（平成19年岡谷市教育委員会告示第5号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨） 第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第5条第2項の規定により岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定した就学すべき小学校又は中学校（以下「指定校」という。）に関して、令第8条及び第9条の規定に基づく学区外就学及び区域外への就学（以下「通学区域外就学」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（学区外就学及び区域外就学の定義） 第2条 学区外就学は、令第8条に基づき、保護者の申し立てにより市内において指定校の変更を行うものをいい、区域外就学は、令第9条に基づき、保護者の届け出により指定校から市外の小学校又は中学校に就学先を変更するものをいう。</p> <p>（許可基準等） 第3条 教育委員会は、保護者の申請に基づき、次項に掲げる事由により、通学区域外就学の必要性があると認められる場合は、教育委員会が指定した小学校又は中学校への通学を許可することができる。</p> <p>2 通学区域外就学の許可の事由及び許可期間は、次のとおりとする。</p>

- (1) 虚弱等により指定校へ通学することが困難な場合
- (2) 地理的な理由により指定校へ通学することが困難、若しくは隣接する通学区域にある小学校又は中学校へ通学するほうがより安全性が高いと判断される場合
- (3) 転居等により転学することが教育的配慮に欠けると判断される場合
- (4) 指定校に特別支援学級がなく、最寄の特別支援学級設置校の特別支援学級に入級する場合
- (5) 家庭の特別な事情又は教育的見地からやむを得ないと認められる場合

許可事由		許可期間
(1)身体的理由	ア 病気、病弱又は身体的理由により、指定校への就学が困難な場合	卒業まで
(2)地理的要因	ア 地形的、地理的に指定校への就学が困難な場合	卒業まで
	イ 指定校以外の学校へ就学する方が通学の安全を確保できる場合	卒業まで
(3)居住の変更	ア 住宅新築のための住所変更又は工事中の一時的な転居等により、指定校以外に通学する場合	事由の完了まで
	イ 転居により指定校は変わるが、節目となる学期末、学年末、卒業まで従前の学校に通学する場合	学期末、学年末又は卒業まで
	ウ 転居が決定し、住所変更前又は転居先での生活が始まる前から、転居先の学校に通学する場合	事由の完了まで
(4)特別な支援	ア 特別な支援の環境が指定校にない等、合理的配慮の観点から指定校以外の学校への就学が妥当と判断できる場合	指定校で対応できるまで、又は卒業まで
(5)家庭の事情	ア 児童及びその家庭の生命、財産を保護するため、特別な配慮が必要な場合	必要と認める期間
	イ 保護者の就労又は健康状態等により、適切な養育環境を確保するため、指定校以外の学校への就学が妥当と判断できる場合	卒業まで又は必要と認める期間
(6)その他	ア その他、特別な事情があると教育長が認める場合	必要と認める期間

(申請)

第3条 前条第1項の規定により通学区域外就学を希望する保護者は、学区外就学許可申請書(様式第1号)又は区域外就学許可申請書(様式第2号)をもって、あらかじめ就学を希望する学校の校長に申し出をした後、教育委員会に提出しなければならない。

⇒新設

(許可の通知等)

第4条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、実態を調査し適正と認めるときは、当該児童生徒の保護者及び学校長に学区外就学許可書(様式第3号)又は区域外就学許可書(様式第4号)により通知する。

2 教育委員会は、前項の許可をするに当たり、必要な条件を付することができるものとする。

⇒新設

⇒新設

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年9月1日から施行する。

(申請)

第4条 通学区域外就学を希望する保護者は、通学区域外就学申請書(様式第1号)を作成し、あらかじめ就学を希望する学校の校長に申し出た上で、教育委員会に提出する。

2 保護者から申し出のあった学校長は、申請書に意見を付し、保護者に返却する。

(許可通知)

第5条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、実態を調査し、児童生徒の安全確保若しくは教育的配慮から必要と認められる場合は、申請を許可し、申請者及び就学を希望する学校の学校長に対し、通学区域外就学許可書(様式第2号)により通知する。

2 教育委員会は、前項の許可に当たり、必要な条件を付することができる。

(保護者の責任)

第6条 前条により、通学区域外就学の許可を受けた児童生徒の保護者は、その責任において、当該児童生徒の通学時の安全を確保しなければならない。

(区域外就学の承諾)

第7条 令第9条に基づき、市外の小学校又は中学校に在籍する児童、生徒の保護者から市内の小学校又は中学校に区域外就学を希望する申し出があった場合は、住所地の教育委員会と協議の上、区域外就学が相当と認められる場合は、保護者に区域外就学承諾通知書(様式第3号)を通知する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則(令和7年教委告示第 号)

この告示は、令和7年 月 日から施行する。

川岸学園における通学区域の検討について

1. 川岸学園構想の通学区域

川岸学園構想では「より柔軟な考え方により、市内全域からの入学を可能とする通学区域の見直しについても検討する」としている。

2. 学校選択制について

「市町村教育委員会は、就学すべき学校についてあらかじめ保護者の意見聴取ができる」(学校教育施行規則第32条第1項)となっており、保護者意見を踏まえ、市町村教育委員会が就学校を指定する制度を「学校選択制」という。

一部の先進自治体においては、本制度を導入し、義務教育学校や特定の学校等への就学を可能とする運用がなされている。

なお、学校選択制は、その運用形態により便宜的に分類すると、主に以下のような類型に分けられる。

<学校選択制の分類> *文部科学省 ホームページより

自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	<u>従来の通学区域は残したままで</u> 、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	<u>従来の通学区域は残したままで</u> 、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	<u>従来の通学区域は残したままで</u> 、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの